

従属節における「たい」と「たがる」

中 里 理 子

要 旨

一般に「たい」は話し手の希望を、「たがる」は第三者の希望を表すが、第三者の希望に「たい」を、話し手の希望に「たがる」を用いる場合がある。ここでは連体修飾節・その他の従属節に現れるものについて従来の説を再検討し、若干の修正を加えた。特に、主節と従属節の主格の一致・不一致によって「たい」と「たがる」の使い分けを考える説には例外が多く、条件として認めにくいように思われた。第三者の「たい」は、従属節中ではなく修飾句外（主節）が推測・伝聞・疑問及び判断の形式になる必要がある。また、連体修飾節にあっては特定の名詞を修飾しないという特徴もある。話し手の「たがる」は自己の希望を外に表し他者に働きかける場合は、ほとんどの従属節で用いることができる。「たい」「たがる」の違いは人称の違いというより、感情主の気持ち優先かその言動を見聞きする観察者の判断優先か、という違いになるのではないか。

[キーワード] 第三者の「たい」 話し手の「たがる」 主格の一致・不一致
感情主と観察者

はじめに

一般に「たい」は話し手の希望・欲求を、「たがる」は第三者の希望・欲求を表すとされているが、ある条件下ではこの原則が崩れることが認められる。その条件とは、疑問文、ムードの助動詞などを伴う場合の文形式、連体修飾節その他の従属節、文学作品のような特殊な文体や回想の文に用いられる場合等である。これに関する研究は従来あまり進められておらず、管見では、沢田治美氏の研究¹⁾や、『日本語教育事典』（「たい」「たがる」「『たい』と『たがる』」の各項）²⁾にまとまったものが見られるだけである。そこで本稿では、連体修飾節及びその他の従属節に現れる「たい」「たがる」を中心に、『日本語教育事典』（以下『事典』とする）等々に示されている条件を再検討し、若干の修正および補足を提案したいと思う。検討の対象とする表現は、会話文において不自然でない表現を基準とし、文学的文章を含む書き言葉の表現

は扱わないものとする。

(1) 聞き手・第三者の「たい」

『事典』・「たい」の項によると、主文において「たい」が話し手以外の希望・欲求を表すのは、「君も一緒に行きたいかね」のように、聞き手の意向を問う場合と、「彼も我々と一緒に行きたいのだろう」のように、話し手が他者の心中を判断したことが示される形式（だろう・ようだ…）を添えて、第三者の心中を推測して述べる場合であるという。この制約は修飾句中においても基本的に認められ、さらに連体修飾節・連用修飾節では仮定的な条件の下で「たい」が用いられると分析している。

また、同事典の「『たい』と『たがる』」の項では、

従属節に「たい」、「たがる」が現れる場合には、次のような原則が認められる。

「たい」は、従属節の感情主と主文の主格（同時に主題である場合が多い）が一致したときに、「たがる」はそれらが一致しない場合に用いられるという原則である。

と書かれており、例外として、連体修飾節では視点のおき方の違いで「たい」「たがる」の両方が使える場合があるという。

これらの条件に検討を加え、連体修飾節、その他の従属節の中で、話し手以外の「たい」が許容される場合を考えてみたい。

a. 連体修飾節

- ・見たい所があったら、いつでもご案内しますよ。(⑦)
- ・使いたい人はいつでも自由にお使いください。(⑧)

『事典』・「たい」の項ではこの二例を挙げて、次のように解説している。

そのような情意があるといっているのではなく、もしそうならと仮定的な前提に立っている場合には他者についても用いられる…

確かにこれらの例では、「見たい人」「使いたい人」に対して「もし見たかったら」「もし使いたかったら」という仮定的前提を設定できる。（ただし、⑦の場合は「見たい所があったら」という条件節全体が仮定条件を表しているので、連体修飾節自体の問題としてはとらえにくい。）連体修飾節に用いられる例をいくつかあげ、同様に仮定的前提を設定できるかどうか考えてみたい。

- 1 読みたい人が読めばいい。
- 2 飲みたいものをお取りください。
- 3 やりたいことをやるのが一番だ。
- 4 家を売りたい人を探しているんです。
- 5 働きたい人を募集しています。
- 6 これが田中さんの見たいテレビだって。
- 7 手にいれたい本が見つかりますよ。
- 8 会いたい人には会えましたか。
- 9 買いたい洋服がなかったなんて残念ね。
- 10 あなたが見たい映画のこと、聞きましたよ。
- 11 泣きたい気持ちはよくわかる。
- 12 田中さんが食べたいものは知っています。
- 13 私、田中さんが読みたい本を持っていますけど。
- 14 あなたの行きたい町について、調べましたよ。

1～3は、「読みたかったら」「飲みたかったら」「やりたかったら」という仮定を自然に立てることができるが、4以下は「売りたいかったら」「働きたかったら」「見たかったら」「手に入れたかったら」「会いたかったら」…という仮定を立てられない。4～12は、もしそういう情意があったら、ではなく、そういう情意をもっていることを前提としているので、『事典』のいう仮定的前提の条件をはみだしてしまう。仮定的前提に立つ場合は確かに他者について用いられるのだが、仮定的前提に立たない場合も多い、という事実を考えると、「仮定的前提」とは違った条件を設定することが可能ではないかと思われ、以下のように考えてみた。

まず、すべての例は「～たいと思うー」「～たいというー」の省略されたものであり、「と思う」「という」によって相手の希望が引用されている形式であると考えられる。これはすなわち、相手の希望をそのまま生かすことであり、自分の主観を入れずに相手の希望任せにすることである。「～たい人」というのは、何人かいる人の中でそういう希望を持っている人を、「～たいもの・こと…」というのは、いくつかあるもののうちその人が選び取ったもの・こと…をさし、希望・選択する人の意向に任せている。したがって、「たい」で修飾される名詞は話し手にとって具体性を持たないもの・限定できないものとなり、不特定なものになるのが自然である。

あなたの読みたい本を貸してあげます

とは言えても、

あなたの読みたい『ころ』を貸してあげます

とは言いにくい。（「あなたが読みたいと言っていた『ころ』を…」などの引用形式にすれば可能である。）これを「たがる」で考えてみると、「たがる」は話し手が相手の希望を見聞きして知っている場合に用いるので、

あなたの読みたがっていた『ころ』を貸してあげます。

のように具体的に言うことができる。

『事典』では

家を買いたい田中さんは不動産屋へ行った

を不自然な表現の例としてあげ、その理由を「情意の有無を直接問題にしているのでは」と解説しているが、この例が会話文であった場合は、先の1～14の例と同様に考えられる。すなわち、「たい」で修飾される名詞は、話し手が具体化できないもの・限定できないものになるので、「田中さん」のような特定の人物名は被修飾部分になりにくい、と説明することができるのではないかと。「家を買いたい人」という言い方はできるが、「家を買いたい田中さん」とは言いにくくなる。

次に文形式を見てみると、主文において「たい」が話し手以外の希望を表す場合に準じて、修飾句外に話し手が他者の心中を伝聞・推測した文末表現がくる場合、及び疑問文の場合には用いることができる。特に6～10のような場合である。6の「だって」には伝聞が、7の「ますよ」には話し手の判断が表されているが、その他「だろう」「らしい」「ようだ」「かしら」等さまざまな文末表現がくる。8は疑問表現であるが、「あなたが今会いたい人はだれですか」のように相手の意向を問う場合でも、8のような場合でも、疑問文の形式の中では用いることができる。9・10のように「～なんて」「～のこと」「～とは」といった引用句に組み込まれている場合も、伝聞の形式になる。

同様に、11・12のような「わかる」「知る」の内容を表す場合も、話し手が他者の心中を察し、判断している、あるいは伝聞した内容を表していると考えられる。13・14のように、相手の希望をその場で、あるいは既に伝え聞いていて、その希望をそのまま表現する場合もある。

1～5のような場合は、6～14に見るような推定・伝聞・疑問という判断形式がないが、相手の情意を優先する発話になっており、暗に相手の意向を問う場合と考えられるのではないだろうか。

以上から、連体修飾節の場合も、主文において話し手以外の「たい」を用いる場合に準じて、話し手が他者の心中を伝聞・推測・判断した文末表現が修飾句の外にくる場合、および疑問文の場合には用いることができるということを補足したい。

さて、ここで問題となるのは、同じ構造の文に「たい」「たがる」の両方が使える場合である。これについてはどう考えたらよいだろうか。

沢田治美氏は

「皆さん、『船に乗りたい人』はいませんか。他のクラスで『乗りたがっている人』を知っていたら、先生に教えてください。」

という例を挙げ、「乗りたい人」・「乗りたがっている人」の違いを、「発話の場」の問題としてとらえている。すなわち、「教師→クラスの生徒の場合に『たい』が起こるのは、教師が相手の側にたって発言しているから」であり、「他のクラスの生徒を話題にしている場合は『たい』が選ばれないのは、それが空間的・心理的に発話の場の外だからであろう」と述べ、どちらも発話者である教師を起点とした矢印を描いた図で説明している。

私はこの二例の違いを、「発話者」ではなく発話者が問いかけている「聞き手」を中心にとらえたいと思う。「乗りたい人」は、聞き手自身の意向となるので「たい」となり、「乗りたがっている人」は、聞き手から見て他者となる他のクラスの人々のことなので、聞き手が観察者の立場に立つものとなり、「たがる」となると考えられる。「他のクラスで乗りたい人を知っていたら…」と聞いた場合は「乗りたいという人」を意味しており、発話者と他のクラスとの仲介者（聞き手）が、他のクラスの意向をそのまま伝える場合であるが、「乗りたがっている人」の場合は、聞き手が「乗りたがっている人」のことを「乗りたいのだな」と判断する過程が含まれているという違いがあると思う。

また、『事典』・「『たい』と『たがる』」の項には、

山田君ハ北海道ニ行キタイ人ヲ知ッテイル。

山田君ハ北海道ニ行キタガッテイル人ヲ知ッテイル。

という二例の違いを、「『山田君』がその人自身の気持ちになって述べている場合」つまり「感情主に視点を置いている場合」と、「『山田君』がその人の様子や他人の話などから判断している場合」つまり「感情主の外に視点を置いている場合」の違いであると説明してあるが、私は次のように考えたい。「行きたい人」は、行きたいと言う希望を持っている人の気持ちをそのまま主観をまじえず伝えている場合である。「行きたい人」は「行きたいという人」のこと、つまり、伝聞の「という」が省略さ

れた形であり、その人の気持ちをそのまま引用しているのであって、「その人自身の気持ちになって述べている」のではなく、かねて聞いていたその人の意向を、自分主体の発話に置き換えずに、そのまま直接話法的に伝えているのである。一方「行きたがっている人」は、外に表されたその人の希望を直接知っている場合、つまり、「行きたがっている」様子を身近で見聞きしていて、そこからその人の希望を自分が判断しているのである。同様に例文1～14では、2・3・11以外は「たがっている」「たがっていた」と言い換えられるが、「という」の省略で本人の意向を伝える意味にするか、自分が外から判断している意味にするかの違い、つまり、直接話法的か判断過程を含むかの違いになる。

なお、連体修飾節と主節との主格の関係をみると、一致するものも一致しないものもあるので、従属節・主節の主格一致は原則としにくいと思われる。

b. その他の従属節

先に引用したように、『事典』・「『たい』と『たがる』」の項では、従属節の感情主と主文の主格の一致・不一致が「たい」「たがる」の使い分けの重要な要因になっているという。

沢田治美氏・加藤主税氏¹³も生成文法に基づき、主語が「一つ上のSの主語と一致する」かどうかで「たい」「たがる」が使い分けられると述べている。

実際に従属節を持つ文で、どの程度までこれらの条件が有効であるかを考えるため、次のような従属節を対象として例文を見てみた。なお、「と言う」「らしい・ようだ」などの伝聞・推定を表す語を用いず、直接次の語句に続くものとする。

順接の仮定条件を表す — ば・たら・なら・と

原因理由を表す — から・ので・(て)・ために

逆接を表す — のに・ても・たって・ながら・けれども・が・(て)

時間的条件を表す — ときに・まえに・あとで

その他(準体助詞を使う) — のは・のを

各例文のうち、聞き手・第三者の「たい」であってしかも主節の主語と一致しない例をいくつか挙げてみよう。

13 あなたが(田中さんが)行きたければ、行かせてあげますよ。

14 あなたが本当に行きたかったら、課長も許してくれるでしょう。

15 あなたが(田中さんが)行きたくないなら、私が行きます。

16 あなたは(田中さんは)行きたくて、佐藤さんは行きたくないんですね。

- 17 あなたが行きたいのに、無理に引き止めるようなことはしません。
- 18 あなたが（田中さんが）行きたくても、私は許しません。
- 19 たとえあなたが行きたくたって、課長は他の人を行かせますよ。
- 20 あなたは（田中さんは）行きたかったけれども／が、佐藤さんは行きたくな
 かったんですね。
- 21 あなたが（田中さんが）行きたかったときに、行かせてあげませんでした。
- 22 あなたが（田中さんが）行きたいのは、聞いています。／知っています。
- 23 あなたが（田中さんが）行きたいのを、知っています。／佐藤さんが邪魔し
 たそうですね。

上の例に挙げなかったものがあるが、「と」「ながら」の場合は、聞き手・第三者に「たい」を使う例は考えられなかった。「まえに」「あとで」は、話し手でも「～たいまえに／たかったまえに」「～たいあとで／たかったあとで」と言うことはできず、「～たくなるまえに」「～たくなったあとで」のような言い方にする必要がある。また、「から」「ので」「ために」は主格が主節と一致する例が多い。

例が妥当であると考えられたものについてみると、順接仮定条件の「ば・たら・なら」、逆接の「のに・ても・たって・けれども・が・(て)」、時間的条件の「ときに」、準体助詞の付く「のは・のに」の場合、主節と従属節の主格が一致しなくても、聞き手・第三者の意向を「たい」で表現できることがわかる。

沢田治美氏はこの問題を、生成文法の構造で次のように考えている。

[[マクベスは王になりたがっていたけれども] _{s2}、私と魔女はそれを許さな
 かった。] _{s1} (例 (28) a)

[[マクベスは王になりたかったけれども] _{s2}、彼はそのすべを知らなかった。] _{s1} (例 (28) b)

aでは「S₁ と S₂ の主語が一致していないから」「『たがる』形しか生起しえない」で、bでは、「S₁ と S₂ の主語が相等しいから」「必ず『たい』形が選ばれる」と説明されている。しかしこの例は、

マクベスは王になりたかったけれども、私と魔女はそれを許さなかった。

マクベスは王になりたがっていたけれども、(彼は) そのすべを知らなかった。

と言い換えることもでき、S₁ と S₂ の主語の関係では説明しきれなくなる。

『事典』・「『たい』と『たがる』」の項の主格一致・不一致の例に、

山田君ハ酒ガ飲ミタイト思ッタ。

山田君ハ、ボクガ酒ヲ飲ミタガッテイルト思ッタ。

という例をあげている。この例では、主節と従属節の主格が一致するかしないかで、「たい」と「たがる」の使い分けをうまく説明できる。しかし、先にあげた13～23の例では、同じような説明はできない。そこで私は、次のような解釈を考えてみた。

(本稿では会話の文を対象としているので、その文を話している「話者」の存在を考えて、説明することにする。)

例えば、例13「あなたが(田中さんが)行きたければ、行かせてあげますよ」では、話者が「あなた(田中さん)」の立場になって、その希望を優先している場合であり、「行きたいというならば」のように伝聞の形式に置き換えることができる。「～たい」人の主観をそのまま生かす場合である。これに対し、「あなたが(田中さんが)行きたがれば…」という文になった場合は、話者は「あなた(田中さん)」の希望を、観察者の立場に立って、外から判断することになる。

『事典』の二例も、同様に「話者」の存在を想定して考えたい。この二例は、会話ではどちらも、「～と思ったのだ」「～と思ったようだ」のように話し手の判断形式が文末につくのが自然である。「飲ミタイ」の方は、そうやって話し手の判断形式が文末に示される(第三者の心中を推測して述べる)ことで、第三者の希望(主観)を優先し、第三者の希望をそのまま表現することになる。一方「タガッテイル」の方は、そうやって山田君の心中を察して判断することで、山田君の立場に立つことになり、山田君にとっては他者である「ボク」(話者自身)の気持ちが、観察者としての「山田君」を通して、「山田君」の判断として表されることになる。これは『事典』の言う主格の一致・不一致の問題ではなく、話者が「山田君」の希望を優先してそのまま伝えるか、「山田君」の立場に立って観察者として「ボク」を見るかという問題になるのではないだろうか。つまり、直接話法的に相手の感情を伝えるか、観察者の目で判断する過程を含むか、という違いになると考えられる。。

もう一度、従属節に用いられる聞き手・第三者の「たい」の例文から考えてみよう。今度は主節の主格と一致するものも対象に入れることとする。「と・ながら・まえに・あとで」の句中では、他者の「たい」は使えない。他者の「たい」が可能なのは、『事典』・「たい」の項にあるように、まず仮定条件の場合がある。順接の「ば・なら・たら」逆接の「ても・たって」がそうであり、相手の心情を推測し仮定していることから可能になる。原因・理由の「から・ので・ために・て」では主節の主格と一致するときには用いられることが多い。逆接の「のに・けれども・が」、その他「ときに」「のは」「のを」の場合と同様、文全体が推測・伝聞・疑問の形式になること

が認められる。『事典』・「たい」の項では、話し手が他者の心中をそう判断したことが示される形式を後に添える、という制約が「修飾句中においても」基本的に認められるとあったが、むしろ修飾句外の、従属節を従えている主節に対する制約となっているのではないだろうか。

(2) 話し手の「たがる」

『事典』・「たがる」の項によると、第三者の「たがる」は、「本人の言動などを通して、『～たい』という心情を抱いていることが十分に察せられる場合に用いることが多く」、「ある程度持続的な心情をとらえて述べるのが普通」とされている。また、主文で話し手自身に「たがる」が用いられるのは、「過去を振り返って、そのときの心情を回想するような場合や、他から伝え聞いてそうであったかと推測するような場合」とであると解説されているが、従属節に関しては触れられていない。

同事典の「『たい』と『たがる』」の項では、先に見たように主節と従属節の主格の不一致の場合であるとされている。

以上のことに留意しながら、話し手の「たがる」についても「たい」と同様、連体修飾節・その他の従属節の例を見ていきたい。

a. 連体修飾節

- 24 祖母は私が食べたたがるお菓子をなんでも買ってくれた。
- 25 私はよそにでかけてもすぐ家に帰りたがる子供だった。
- 26 私がずっと行きたがっていた遊園地へやっと連れていってくれた。
- 27 田中さんは、私の行きたがるところならどこでも一緒に行ってくれる。

話し手の希望を「たがる」で表す例はあまり多くはないが、用いられるのは、24・25のような過去の回想や、26・27のように自分の希望を外に表している場合である。26は、次のような「たい」を使った文と比べると分かりやすい。

26¹ 私がずっと行きたかった遊園地へやっと連れていってくれた

自分の心の中だけで「行きたい」と思っていた場合には、26¹のように「～たい」を使う。それに対し、「行きたい」という気持ちを外に表したために、だれかがその気持ちをくんで「連れていってくれた」場合、つまり、自分の希望を外に表した場合には、26のように「たがる」を使い、自分の希望が外に現れていることを認識してい

ることになる。27も同様である。

以上から見て、話し手の「たがる」に関しては、『事典』・「たがる」の項の、主文における「第三者の『たがる』」の原則に含まれているといえる。この点を考慮してまとめ直すと、次のようになる。

1) 過去の出来事として自分を客観化する形式

2) 自分の希望が外に表されて相手に伝わっていることを認識している形式

ただし、1) の場合も、自分が心中ひそかに思っているというよりは、むしろそれを外に表していると考えられるので、2) で括られると考えられる。

b. その他の従属節

「たい」の場合と同様の条件節の例を考えてみる。主格と主語が一致する例も多いので、主格の一致・不一致にはこだわらないこととする。

- 28 私が行きたがれば、田中さんはきっと行かせてくれるだろう。
- 29 私が行きたがったら、きっと行かせてもらえるでしょうけれど。
- 30 あの時私が行きたがったらなら、行けたのかしら。
- 31 私が行きたがると、みんなは困るらしい。
- 32 私が行きたがったから、連れていってもらえたのよ。
- 33 私が行きたがったので、田中さんは驚いたみたい。
- 34 私が行きたがったために、あなたが行けなかったんですね。
- 35 私が行きたがって、田中さんを困らせてしまった。
- 36 (私は) あんなに行きたがったのに、結局連れていってもらえなかった。
- 37 (私は) 行きたがっても、行かせてもらえなかった。
- 38 私が行きたがったって、行かせてくれないでしょう。
- 39 (私は) あんなに行きたがりながらも、結局行けませんでした。
- 40 (私は) 行きたがったけれども／が、田中さんは許してくれなかった。
- 41 私が行きたがったときに、あなたは他の人を行かせましたね。
- 42 私が行きたがるまえに、あなたが申し出てしまったんです。
- 43 私は行きたがったあとで、後悔した。
- 44 私がフランスに行きたがるのは、理由があります。
- 45 私が行きたがるのを、あなたは必死でとめましたね。

このように話し手の「たがる」は、ここで取り上げたすべての従属節中で用いることができた。聞き手・第三者の「たい」よりも、話し手の「たがる」のほうが制約が少ないようだ。自分の希望を外に表し他者に働きかけるという条件下にあれば、過去でも現在でも仮定的未来でも、ほとんどの従属節で話し手の「たがる」を用いることができる。したがって、主格の一致・不一致という観点で考えるよりは、一人称であれ、二・三人称であれ、「～たい」という希望を持っている人物が、その希望を言動で外に表し、それを観察者の目で判断する過程があるかどうか、という観点で考えるべきではないかと思う。

おわりに

聞き手・第三者の「たい」と話し手の「たがる」について、連体修飾節・その他の従属節を中心に、従来『日本語教育事典』その他で言われていることを再検討し、次のような結果が得られた。

まず、主節と従属節の主格の一致・不一致については、例外が多いことから、話者が相手の感情を優先してそのまま直接話法的に伝えるか、観察者が感情主の希望を判断する過程があるかどうか、という観点で考えたほうが広範囲に適用できるのではないかと思われた。第三者の「たい」については、連体修飾節の場合、仮定的前提と言うよりは、相手の希望を引用する形であるため、相手の希望・意向に任せる姿勢となり、話し手にとっては具体性を持たないことから、特定の名詞を修飾することは少ない。また、文の形式で言えば、修飾句の外（文全体）に相手の心中を推測・伝聞する文末表現や疑問形式、判断の叙述がある場合、もしくは相手の情意を優先する形で相手の意向を問う場合という条件が考えられる。その他の従属節も同様で、仮定条件の「ば・なら・たら・ても・たって」の場合、相手の心中を仮定的に推測しているのが可能であり、その他「と・ながら・まえに・あとで」以外の節は、すべて文全体（主節）が推測・伝聞・疑問の形式になる場合に可能である。

また話し手の「たがる」についてみると、感情主の希望を言動で外に表しているかどうか、それを見聞きする観察者の判断があるかどうか条件となる。連体修飾に用いるのは頻度が低いと思われるが、1) 過去の出来事として自分を客観化する形式、2) 自分の希望が外に表されて相手に伝わっていることを認識している形式、の場合がある。その他の従属節は、自分の希望を外に表し他者に働きかけるという場合には、過去でも現在でも仮定的未来でも、ほとんどの従属節で話し手の「たがる」を用いることができる。

従属節における「たい」「たがる」の例を見ていると、単に話し手の希望・第三者の希望といった人称の違いで分けるのは問題があるように思われる。同じ希望・欲求表現ではあるものの、本人がそのような情意を抱いている状態を表す「たい」と、それが外面化した言動から他者が判断する「たがる」とでは、意味の上で大きな違いがある。『事典』・「『たい』と『たがる』」の項では、「感情主に視点をにおいて」叙述するか「感情主の外に視点をにおいて」叙述するかという視点の違いに触れているが、話し手が感情主に感情移入するというより、感情主の気持ちを優先してそのまま直接話法的に伝えるか、感情主の言動を見聞きする観察者の判断優先かの違いになるのではないだろうか。

以上

注1 沢田治美「『たい／たがる (= want to～)』構文の文法 ― 特に主語の人称制限を中心として ―」(上) (下)「英語教育」22-6,7 1973・8,9

注2 日本語教育学会編『日本語教育事典』大修館書店 (1982・5 初版発行) 1991・7 縮刷版第六刷

注3 加藤主税「『たい, たがる, ほしい, ほしがる』について―日本語分析の一試論―」『日本語・日本文化』5 1977・3

その他の参考文献

森田良行『基礎日本語』2 (角川小辞典7) 角川書店 1980・6

『新日本語講座2 日本文化の見える本』汐文社 1975・3

宮本勝・李志華「希望を表わす助動詞『たい』の用法について」『北海道教育大紀要』A39-2 1989・3

森田富美子「接尾辞『～がる』について」『東海大学紀要留学生教育センター』8 1988・3

小矢野哲夫「<タイ>文と<ホシイ>文の構造」『解釈』21-2 1975・2

[埼玉短期大学]